

福井県立病院「病室テレビ等」
設置運営事業者募集要項

令和6年6月

福井県立病院

福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業者募集要項

第1 はじめに

この要領は、福井県立病院に設置する病室テレビ・冷蔵庫・床頭台・コインランドリー等（以下「病室テレビ等」という。）の設置運営事業者を公募により選定し、新たに設置運営するために必要な事項を定めたものである。

第2 「病室テレビ等」設置運営事業の概要

1 名称

福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業

2 設置運営事業の内容

本募集要項および「福井県立病院「テレビ等」設置運営事業仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 設置運営事業の実施場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院（以下「本病院」という。）

4 設置運営事業の実施期間

令和6年10月1日から5年間（令和11年9月30日まで）を設置運営事業の実施期間とする。

※ ただし設置運営事業者として選定されてから設置運営事業実施日の前日までは導入準備期間とする。

5 病院概要

病床数 735 床（令和6年6月1日現在）

第3 設置運営事業者選定の方法

設置運営事業者選定の方法等については、「公募型プロポーザル方式」により行うものとし、設置運営事業者の募集および選定に関する主な手順は、以下に示すとおりである。

第4 応募に関する要件

1 応募者に関する要件

応募者は法人とし、次の要件を満たしていること。

- (1) 北陸3県に本店、支店または営業所等（人員及び営業実績等が確認できること。）を有すること。
- (2) 本事業を直営する者であること。
- (3) 平成25年4月1日以降において、400床以上の病院において「テレビ付床頭台」設置運営事業の実績のある者で、かつ、継続して1年以上にわたり自らが誠実に履行した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（平成22年度政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 国税および地方税を滞納していないこと。

(8) NHKの受信料を滞納していないこと。

2 その他の事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容および条件を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された書類は一切返却しない。なお、病院が必要と認めるときは、本病院は応募者の承諾を得て提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

(4) 本病院からの提示資料の取扱い

本病院が提示する資料がある場合は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案をすることはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

(7) 使用言語

応募に関して使用する言語は、日本語とする。

第5 事業体制

1 事業の遂行

(1) 設置運営事業開始までに本事業に係わる準備を完了させ、令和6年10月1日から運営事業を開始する。

(2) 本募集要項等に記載の設置運営事業を契約期間にわたり確実に履行すること。

2 施設使用形態

(1) 設置運営事業者は、福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）第17条の規定に基づき、行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

- (2) 許可用途以外に使用すること、および、許可を受けた権利を第三者に譲渡または転貸することはできない。
- (3) 本病院が許可物を、公用もしくは公共用に供するため必要とするとき、または許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部もしくは一部を取消、または変更することがある。

3 使用料、電気料の納入

- (1) 設置運営事業者は、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年福井県条例第3号）第2条に定める建物使用料に基づく専有面積に応じた使用料、ならびに設置する機器で使用する電気料および水道料（本病院と協議）等を本病院に支払わなければならない。
- (2) 行政財産使用料（電気料含む。）は、本病院の発行する納入通知書により指定口座に振り込むこと。

第6 応募、審査等の手順

1 募集要項等の交付

次のとおり、募集要項および仕様書を交付する。なお、交付期間中は本病院ホームページでも閲覧可能である。

- (1) 交付期間 令和6年6月24日（月）から令和6年7月5日（金）までの午前9時から午後5時までとする。
- (2) 交付場所 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室 施設管理グループ
TEL 0776-57-2944
FAX 0776-57-2945

2 書面の提出

各書面の提出については、特記のある場合を除き、電子メール、FAX、持参の何れかとする。なお、電子メールでの提出の場合は、送付先を電話およびFAXで問い合わせること。

3 募集要項・仕様書に対する質問、回答の実施

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出書類 質問書（様式1）に記入の上、提出すること。
 - イ 受付期限 令和6年7月1日（月）正午必着
 - ウ 提出場所 募集要項等の交付場所と同じとする。
- (2) 回答
本病院ホームページにおいて令和6年7月3日（水）までに回答を掲載する。

4 参加表明書等の提出

応募を希望する者は、参加表明書等を次により提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式2）
 - イ 参加資格審査申請書（様式3）
 - ウ テレビ付床頭台設置運営事業の実績証明書（様式4）
 - エ 国税および地方税の滞納が無いことの証明書
 - オ NHK受信料の滞納が無いことの証明書
 - カ 商業登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたものに限る）

キ 定款の写し

ク 400床以上の病院における「テレビ付床頭台」設置運営事業の実績（様式4）

ケ 応募者の業務（会社）案内書（事業概要、組織、沿革等記載のもの）（様式5）

コ 過去3ヵ年分の決算書等（貸借対照表、損益計算書など経営実績が分かるもの）

(2) 提出期限 令和6年7月5日（金）午後5時必着

5 参加辞退

参加表明書の提出後に、以降の手続きを辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

6 参加資格審査結果の通知

参加表明書等の提出があった応募者について審査のうえ、参加要件を満たしている応募者には企画提案書の提出を要請する。参加要件を満たしていない応募者は失格として、その旨および理由を通知する。（令和6年7月9日（火）を予定）

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出すること。なお、企画提案書等の作成については、別紙「企画提案書等の作成要領」によること。

(1) 提出部数 正本1部、副本10部

(2) 提出期限 令和6年7月16日（火）午後5時必着

(3) 提出場所 募集要項等の交付場所と同じとする。

(4) 提出方法 持参により提出すること。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等に基づきプレゼンテーションを実施するが、提出者が5者を越える場合については、書類による事前選考を行う場合もある。

(1) 実施日時 令和6年7月23日（火）午後1時30分より順次（予定）

(2) 実施場所 福井県立病院 講堂（予定）

(3) 参加者数 3名以内とする。

9 審査

(1) 審査委員会の設置

応募書類の審査に際しては、「福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業者選定委員会」にて審査を行う。審査委員会における審査委員は、別途本病院内で選定する。

(2) 審査の方法等

審査については、別紙「福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業企画提案書等評価基準」に基づき行う。

10 結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出した応募者全員に通知する（令和6年7月下旬を予定）。なお、審査結果についての異議は認めないものとする。

11 契約締結

(1) 選定後の手続き

ア 本募集要項および企画提案内容をもとに、本病院と選定事業者との間で本事業実施の詳細を決定し、契約を締結する。

イ 具体的な運用手順、現事業者が設置している機器との入替え計画、設置する機器や入院案内放送の詳細については、本事業実施に関する契約締結後、本病院と協議のうえ確定するものとする。

ウ 設置運営事業者は、福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）第17条の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

(2) 選定事業者の取り消し

次の場合は選定事業者の決定を取り消すとともに、2位の提案者を選定事業者として特定し、上記(1)により契約を締結する。

ア 正当な理由がなく、指定の期日までに契約締結を行わなかったとき。

イ 決定から事業開始までの間に、事業者の諸般の事情変化等により提案した事業運営が確実に履行できないと本病院が判断したとき。

ウ 参加資格条件を満たさなくなったとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと本病院が判断したとき。

1.2 問合せ先

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室 施設管理グループ 担当 谷口

TEL : 0776 - 57 - 2944、FAX : 0776 - 57-2945

別紙 企画提案書等の作成要領

応募者は、次の要領により企画提案書等を作成し、提出するものとする。

1 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出について（様式7）により記載すること。

2 企画提案書

本募集要項および別添「仕様書」の記載事項を踏まえ、審査項目のポイント等を十分に把握して「企画提案書」を作成すること。

3 他の病院での設置運営実績

応募者は、「仕様書」の設置運営物件に該当する物件の設置運営実績を「病室テレビ等」設置運営事業実績（様式8）により記載すること。

4 設置運営事業の収支計画

設置運営事業にかかる収支計画について、収支計画書（様式9）により記載すること。

注1 提出書類の規格はA4版（折込可）とする。

注2 提出書類の製本は、申込書、企画提案書、添付書類、添付資料（イメージ図、パンフレット等）の順序とする。

注3 製本の表紙には、タイトル（福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業申込書）と申込者の名称を明記すること。

注4 企画提案書は分かりやすく簡潔に記載すること。

注5 提出書類には、目次とページ番号を記入し、インデックスを付けること。

注6 様式について、枠サイズ等は適宜修正して使用してよい。

福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業仕様書

1 病院施設の概要

名 称	福井県立病院
所在地	福井県福井市四ツ井2丁目8-1
病床数	735床

2 設置機器の種類

設置機器の種類、台数は下記のとおりとする。ただし、品目や数量については現状の病床数に基づく募集時の予定であり、企画提案内容や事業開始後の施設運用により変更することがある。

品目	数量	備考
小型テレビ(病室用)	569台	19インチ程度、床頭台に組込
小型テレビ(治療室用)	50台	11~16インチ程度、ベッドサイド等に取付可能
大型テレビ(外来)	5台	50インチ程度
大型テレビ(病棟)	15台	30~40インチ程度
床頭台	569台	幅500mm×奥行500mm×高さ1,500mm程度 セーフティボックス(施錠式引き出し)付
小型冷蔵庫	553台	24リットル程度(電子式)、床頭台下部に組込
2ドア冷蔵庫	8台	80リットル程度
ランドリーシステム (洗濯機・乾燥機)	23セット	洗濯機、乾燥機ともに4.5kg以上 うち6セットはドラム式洗濯乾燥機
カード自動販売機※	13台	新紙幣(1万円札、5千円札、千円札)対応
カード自動精算機※	2台	
オーバーテーブル	385台	幅1,100mm×奥行530mm×高さ600~1,000mm程度
サイドテーブル	280台	幅900mm×奥行450mm×高さ600~1,000mm程度

※プリペイドカード方式以外の料金徴収システムを提案する場合は除く

3 設置機器仕様等について

<共通事項>

提案する機器は、抗菌性、耐熱性、耐水性、耐久性、安全性に優れたものであること。また高齢の方にも配慮した使い易いシステムであり、以下の各項目の水準を満たすものとする。

各機器は新品を基本とするが、状態の良好な再利用品でも可能とするが、再利用可否の基準(傷の大きさや汚れ等)を提示すること。また、プレゼンテーション時に機器のイメージ(既製品や再利用品を提案する場合には実機の持参も可とする。)を提示すること。

電化製品については、国内での販売修理体制が確保されており、同等規模の病床数(400床以上)の病院等での採用実績のあるメーカーの物とする。また、再利用品とする場合、最初に納品した日から10年経過した機器については、機器の耐用年数および補修部品の保有期間を考慮し、修理対応や予備品への交換が不可能の場合は更新を行うものとする。

料金徴収対象は、床頭台に組み込まれたテレビおよび冷蔵庫とランドリーシステムのみとするが、附加サービスがある場合は企画提案書の「(10)附加サービス」に詳しく記載するとともに

に、企画提案書の「(9)利用料金」に記載することで、対価としてこれを認める（附加サービスを無料とすることも可）。料金徴収システムはプリペイドカード方式を基本とするが、事業者独自の料金徴収方法による提案も認める。その場合には、その内容を企画提案書の「(11)その他の提案」に詳しく記載するとともに、プレゼンテーションにおいて分かりやすく説明すること。

不特定多数の利用者が使用することから、操作性や安全性を考慮した機器であること。
設置した各機器には設置業者名および設置年月日を明示すること。

(1-1) 小型テレビ（病室用）

- ア 19インチ程度の液晶テレビで、ワイヤレスリモコン付であること。
- イ 床頭台組込のアームに固定されており、利用者が見やすい位置および角度に調整可能であること。
- ウ 国内の地上波デジタル放送、BSデジタル放送が視聴可能であること。
- エ イヤホン端子を有していること。
- オ 空きチャンネルを利用して、本病院の案内情報（入院案内、病院紹介、防災情報等）を視聴できること。
- カ 特別室は無料、個室、4床室は有料とし、切り忘れ防止のタイマー機能付とする。

(1-2) 小型テレビ（治療室用）

- ア 11～16インチ程度の液晶テレビであること。
- イ ベッド等に取付可能なアームに固定されており、利用者が見やすい位置および角度に調整可能であること。
- ウ 国内の地上波デジタル放送、BSデジタル放送が視聴可能であること。
- エ イヤホン端子を有していること。

(1-3) 大型テレビ（外来）

- ア 50インチ程度の液晶テレビであること。
- イ テレビはキャスター付きテレビ台に設置し、移動が容易にできること。

(1-4) 大型テレビ（病棟）

- ア 30～40インチ程度の液晶テレビであること。
- イ 本棟については天井吊りタイプとする。なお、天井への設置工事およびテレビの設置金具は設置運営事業者が負担し、耐震性を考慮した取付方法とすること。
- ウ こころの医療センターについては、キャスター付台に設置し、移動が容易であること。

(2) 床頭台

- ア 寸法は、病室用テレビ、小型冷蔵庫を含めて病室に作りつけの収納棚の下部に収まり、ベッド周辺での医療行為に支障がないよう配慮したものであること。幅500mm程度、奥行き500mm程度、高さ1,500mm以内とする。
- イ 利用方法の案内（テレビ、冷蔵庫、セーフティボックスの操作方法、利用料金、精算方法、チャンネル案内等）を床頭台毎に備え付けること。
- ウ 足元灯を有すること。
- エ キャスターはストッパーで固定と解除ができ、移動しやすい構造であること。
- オ 新規製作の場合は納入前にサンプル品を業者負担にて作成し、本病院の承認を得ること。
- カ セーフティボックスを有すること

- (ア) 寸法は十分な容量があり、床頭台の引き出しに固定して収納する方式であること。
 - (イ) 鍵は複製が困難なものとし、利用者が鍵を紛失した時はマスターキーで解錠できること。
 - (ウ) こじ開け等の盗難防止機能に配慮されていること。
 - (エ) 鍵の紛失や故意の故障により鍵交換となった場合の有償・無償の区分を明示し、有償の場合は金額を明示すること。
 - (オ) 施錠方式については、その他方式があれば自由提案とする。
- (3) 小型冷蔵庫（床頭台下部に組込）
- ア 容量は24リットル程度の1ドア式とする。
 - イ 無騒音・無振動の電子式冷蔵庫であること。
- (4) 2ドア冷蔵庫
- ア 冷蔵室と冷凍室を別々に備えた2ドア式とする。
 - イ 容量は80リットル程度とし、静音性に考慮した物であること。
- (5) ランドリーシステム（洗濯機、乾燥機）
- ア 全自動洗濯機とし、洗濯容量と乾燥容量は4.5kg以上であること。
 - イ 電源電圧は100Vとし、ガス等を利用する乾燥機は対象外とする。
 - ウ 洗濯機パンの寸法は、内法で横750mm、奥行き550mm、排水口は口径50mmである。
 - エ 利用方法の案内（操作方法、料金等）を備え付けること。
- (6) 料金徴収システム（プリペイドカード方式以外の場合は対象外）
- ア 床頭台に組込まれたテレビ、冷蔵庫を同一のプリペイドカードで利用できること。ランドリーシステムについてもプリペイドカードで利用可能とする場合は、(5-1)ランドリーシステムの特徴に記載すること。
 - イ 課金装置には残時間・度数等が分かりやすく表示できること。
 - ウ カード販売機および精算機は車椅子利用者に配慮した高さとする。
 - エ 精算機は精算手数料を徴しないものとする。
 - オ 停電や床頭台移動の際の電源遮断により課金に支障をきたさないこと。
 - カ カード販売額を示すレシートの発行を可能とする。
 - キ カード販売機は新紙幣（1万円札、5千円札、千円札）対応とすること。高額紙幣については両替機の設置で対応することも可とする。
- (7) オーバーテーブル
- 既存品（パラマウントベッド社製KF-834Lシリーズ）と同等品以上の機能を有すること。
- (8) サイドテーブル
- 既存品（パラマウントベッド社製KF-19シリーズ）と同等品以上の機能を有すること。

4 利用料金および経費負担等に関することについて

利用料金については現行の水準（テレビ：1,000円で1,440分視聴可能、冷蔵庫：500円/日、洗濯機：100円/回、乾燥機：100円/40分）を参考とし、合理的理由なく著しいサービス低下とならない水準とすること。

設置運営に当たっての必要経費は、下記を含めてすべて設置運営事業者の負担とする。

- (1) 機器設置に係る費用全般（工事費、諸経費等）
- (2) 清掃および保守に要する費用

- (3) 設置する機器全般の導入費用、消耗品を含む維持費用、利用者もしくは本病院職員による故意または重大な過失なく発生した機器等の破損に対する修理費用や修理不可能となった場合の予備品もしくは新品への交換費用
- (4) 設置した再利用の各機器が、通常の使用でプレゼンテーション時に提示した再利用可否の基準以下となった場合の、予備機器もしくは新品への交換費用
- (5) 院内放送の製作および修正等、また放送に必要な環境整備に要する費用
- (6) 契約終了に伴う機器の撤去および原状回復にかかる費用全般
- (7) NHK放送受信料とBS放送受信料およびその加入料
- (8) 病室床頭台等の運営に当たり、設置運営事業者の瑕疵により利用者に損害を与えた場合の損害回復および賠償経費
- (9) 使用許可部分に係るセキュリティ経費および設置備品等に係る火災保険料等
- (10) 盗難等による被害

5 運営条件

運営形態は独立採算方式とし、運営日は年中無休とする。

6 保守管理体制等その他の条件

- (1) プリペイドカード方式の場合のカード販売機へのカードおよびつり銭の補充、売上金の回収、精算機における精算金の補充は設置運営事業者が実施すること。料金徴収システムが異なる場合の料金徴収およびこれに伴う作業についても設置運営事業者が実施すること。
- (2) 「病室テレビ等」の保守管理に従業する者は、病室内等で患者に接する業務であるとの自覚を持ち、清潔感ある身なりや適切な言葉遣いで業務にあたること。
- (3) 防災訓練や本病院が必要と認めて参加を求めた研修会に従業員を参加させること。
- (4) 本病院で実施する「患者さんの声」をサービス向上の参考とすること。
- (5) 毎月当初に、前月分の売上高および利用状況の報告を行うこと。
- (6) 許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに設置運営事業者の負担で原状回復すること。
- (7) 退去の際には、次の設置運営事業者への移行が円滑に行われるよう、引継ぎに協力すること。
- (8) その他、本病院から指示ある場合は、速やかに報告および対応を図ること。
- (9) 保守管理体制は、平日（9時～16時）は2人以上を本病院が提供する部屋に常駐させるものとする。また、常駐者のいない夜間や休日（土曜・日曜日、祝日、年末年始）の保守管理体制についても、利用者側の立場に立った対応に努めること。その他、定期的な保守管理体制、故障時の保守管理体制、および夜間・休日の保守管理体制については、企画提案書で提案すること。
- (10) 冷蔵庫、床頭台の定期的な清掃および利用者の入退院時の速やかな清掃に対応すること。
- (11) 洗濯機および乾燥機について定期的な清掃、保守を行うこと。
- (12) 設置運営事業者は、本病院と打合せのうえ本病院の自主放送について製作し、その内容修正に適宜対応すること。

7 機器等の設置場所

機器等の設置場所は、下表のとおりとする。ただし、設置場所は募集時の予定であり、実際の設置時や運用開始後に変更することがある。

○本棟

品目	設置場所	備考
小型テレビ（病室用）	救命救急、4階ICU、6階～12階の各病棟（HCU、GCU、NICUを除く）	床頭台に組込 10階南病棟および8階南病棟は対象外
小型テレビ（治療室用）	3階血液浄化療法室	
大型テレビ（外来）	1階、2階（外来）3階（健康診断センター）	
大型テレビ（病棟）	6階～12階ダイルーム	
床頭台	救命救急、4階ICU、6階～12階の各病棟（HCU、GCU、NICUを除く）	10階南病棟および8階南病棟は対象外
小型冷蔵庫	救命救急、4階ICU、6階～12階の各病棟（HCU、GCU、NICUを除く）	床頭台に組込（特別室を除く） 10階南病棟および8階南病棟は対象外
2ドア冷蔵庫	6、9、10、11階の特別室	
ランドリーシステム（洗濯機・乾燥機）	6階～12階の各病棟	10階南病棟および8階南病棟は対象外
カード自動販売機※	1階、2階、6階～12階ダイルーム	
カード自動精算機※	1階、2階	
オーバーテーブル	救命救急、4階ICU、6階～12階の各病棟（GCU、NICUを除く）	
サイドテーブル	救命救急、4階ICU、6階～12階の各病棟（GCU、NICUを除く）	

※プリペイドカード方式以外の料金徴収システムを提案する場合は除く

○こころの医療センター

品 目	設置場所	備 考
小型テレビ (病室用)	東 2~4 階、西 3 階	床頭台に組込
小型テレビ (治療室用)	東 1 階 (化学療法室)	
大型テレビ (外来)	東 1 階	
大型テレビ (病棟)	東 2~4 階、西 3 階デイルーム	
床頭台	東 2~4 階、西 3 階	
小型冷蔵庫	東 2~4 階、西 3 階	床頭台に組込
ランドリーシステム (洗濯機・乾燥機)	東 2~4 階、西 3 階	各洗濯室の内 1 台はドラム式
カード自動販売機※	東 2~4 階、西 3 階	
オーバーテーブル	東 2~4 階、西 3 階	
サイドテーブル	東 2~4 階、西 3 階	

※プリペイドカード方式以外の料金徴収システムを提案する場合は除く

8 その他

収支計画作成の際には下記情報を参考にする事。

○令和 5 年度売上実績

テレビカード 23,656,810円

コインランドリー (硬貨) 1,181,500円

○令和 5 年度行政財産使用料

電気料等使用料 (本棟) 3,781,114円

電気料等使用料 (こころ) 1,347,275円

土地建物使用料 (本棟) 1,130,830円

土地建物使用料 (こころ) 390,240円

別紙

福井県立病院「病室テレビ等」設置運営事業企画提案書等評価基準

分野	評価項目	評価基準	配点	計
総括事項	運営実績	契約数、契約規模、経営の安定性	5	10
	全体コンセプト	利点、重点項目など	5	
機器	テレビ	画面サイズ、見やすさ、操作性、視聴チャンネル数、管理の容易さなど	10	40
	床頭台	大きさ、収納性、操作性、安全性、意匠など	10	
	冷蔵庫	静粛性、操作性、衛生面など	5	
	ランドリーシステム	操作性、機能性、静粛性など	5	
	オーバーテーブル サイドテーブル	操作性、堅牢性など	5	
	品質	病室等との調和、再利用可否の基準など（新品とした場合は加点）	5	
料金徴収システム	経済性	患者負担など	10	20
	利便性	支払の簡易性や料金プランなど	5	
	その他	附加サービスの料金など	5	
附加サービス	患者ニーズ	患者が必要としているか	10	20
	病院ニーズ	病院が必要としているか	10	
保守管理	保守	保守体制、故障対応、予備の確保など	5	10
	管理	夜間休日などを含めた管理体制など	5	
合計				100